

令和 8 年 第 2 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 8 4 号

令和 8 年第 2 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和 8 年 6 月 1 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和 8 年第 2 回まんのう町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分 開会

出席議員 1 4 名

1 番 新 開 洸太朗	2 番 森 敬
3 番 橋 田 明 夫	4 番 真 鍋 泰二郎
5 番 石 崎 保 彦	6 番 鈴 木 崇 容
7 番 常 包 恵	8 番 京 兼 愛 子
9 番 川 西 米希子	1 0 番 合 田 正 夫
1 1 番 三 好 郁 雄	1 2 番 白 川 正 樹
1 3 番 松 下 一 美	1 4 番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

9 番 川 西 米希子 1 0 番 合 田 正 夫

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基
企画政策課長 鈴 木 正 俊	地 域 振 興 課 長 河 野 正 法

税 務 課 長	黒 木 正 人	住 民 生 活 課 長	松 本 学
福 祉 保 険 課 長	山 本 貴 文	健 康 増 進 課 長	溝 淵 浩 一
農 林 課 長	藤 原 道 広	建 設 土 地 改 良 課 長	川 原 涼 二
地 籍 調 査 課 長	平 田 浩 二	会 計 管 理 者	森 薫
琴 南 支 所 長	黒 川 哲 也	仲 南 支 所 長	丸 山 晃 弘
学 校 教 育 課 長	橋 田 勇 人	生 涯 学 習 課 長	末 久 誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

平田議会事務局長。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係についてでございます。

町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件の提出があり、これを受理いたしました。

次に、総務建設常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。

次に、議会運営委員長並びに各常任委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、これを受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員会、三好委員長。

○三好郁雄議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

6月10日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、第2回定例会の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 総務建設常任委員長

日程第4 議案第1号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第5 議案第2号 まんのう町公告式条例の一部改正について

日程第6 議案第3号 令和8年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和8年度まんのう町情報基盤更新事業（情報センター）機器更新工事）

日程第8 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番、川西議員、10番、合田議員を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（総務建設常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務建設常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会、石崎委員長。

○石崎保彦総務建設常任委員長 それでは、総務建設常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月8日、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務建設常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第3号の3件であります。

初めに、議案第1号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、執行部から、本条例は地方自治法の改正により、町長や職員、行政委員等が職務を行う上で、善意かつ重大な過失がない場合に賠償の限度額を定め、損害賠償責任の一部を免責することが可能となったこと、また、近年の地方公共団体の長や職員に対する損害賠償請求の判例等を踏まえ制定するものであるとの説明がありました。

委員より、制度の趣旨や損害の定義等について質疑があり、執行部より、役職別の賠償限度額を明確に定めることで、役職員等の職務遂行意欲を維持し、果敢な政策展開を後押

しすることで、住民福祉のさらなる充実を図るものであるとの答弁がありました。

次に、議案第２号 まんのう町公告式条例の一部改正についてでは、執行部より、近年のデジタル社会形成の進展に伴い、行政情報の提供においても、紙媒体から電子的な手段への転換が求められている。本改正は町民が場所や時間の制約を受けずに公告内容を確認できるよう情報提供手段を多様化し、住民サービスの向上を目指すものであるとの説明がありましたが、本議案につきましては、特に質疑等はありませんでした。

次に、議案第３号 令和８年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号について、執行部より、議会費において、政務活動費の新設に伴う２１０万円の増額及び議員の費用弁償を廃止したことに伴う１５２万２，０００円の減額、消防費においては、救急車両整備に係る仲多度南部消防組合負担金として２，９９３万８，０００円を増額するものである。これにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，０５１万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２１億２，１５１万６，０００円とするとの説明がありました。

委員より、救急車両の更新期間の設定が長過ぎないかとの質疑があり、執行部より、今般、仲多度南部消防組合と協議を行い、救急車両の整備や使用期間については、住民の生命・財産を守るという観点から、更新年数は適切な基準に基づき従来よりも短めに設定したいとの答弁がありました。

また、委員より、仲多度南部消防組合琴南出張所で発生した救急車の出火原因について質疑があり、執行部より、現在、メーカーにおいて調査中であるとの答弁がありました。

以上が議案審査の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託された案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第４１条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第１号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第２号 まんのう町公告式条例の一部改正について、全会一致で可。議案第３号 令和８年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務建設常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第４ 議案第１号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○大西樹議長 日程第４、議案第１号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第２号 まんのう町公告式条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第５、議案第２号 まんのう町公告式条例の一部改正についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２号 まんのう町公告式条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６ 議案第３号 令和８年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号

○大西樹議長 日程第６、議案第３号 令和８年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号 令和8年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和8年度まんのう町情報基盤更新事業（情報センター）機器更新工事）

○大西樹議長 日程第7、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和8年度まんのう町情報基盤更新事業（情報センター）機器更新工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和8年度まんのう町情報基盤更新事業（情報センター）機器更新工事）につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、令和8年度まんのう町情報基盤更新事業（情報センター）機器更新工事。

契約の方法といたしましては、条件付き一般競争入札。

契約金額は3億4,100万円、うち消費税が3,100万円です。

契約の相手方は、高松市西宝町1丁目8番24号、株式会社四電工香川支店執行役員支店長、大和正幸でございます。

今回の契約は、平成19年度に整備した光ケーブルを用いた通信の拠点施設の一つである情報センターについて、昨今の国や社会の情報通信に関する動向、情勢の大きな変化に伴い、現有設備のままでは今後の高度化するICT社会に対応することが困難になることが予想されるため、より多くの情報量を処理できるよう、機器等の更新を行う目的として、令和7年度に実施した仲南サブセンターに続き、電気通信設備工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等、詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 令和8年度まんのう町情報基盤更新事業（情報センター）機器更新工事に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付き一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、香川県内に本社、本店または支店、営業所を有すること。建設業法の規定による経営事項審査における電気通信工事業の総合評定値が1,000点以上であること。平成19年度以降にF T T H方式、F T T C方式のいずれかの方式によるケーブルテレビの設備整備事業のセンター施設整備を元請として受注し、施工した実績を有すること。建設業法の規定による管理技術者資格を有し、同種工事に現場代理人、主任技術者、管理技術者のいずれかとして従事した実績を有し、かつ、第1級有線テレビジョン技術者またはこれと同等以上の資格を有した者を専任で配置できることを条件といたしております。

去る5月11日に条件付き一般競争入札の公告を行い、5月20日に参加受付を締め切り、審査の結果、1社参加の資格を確認し、6月3日に入札を執行いたしました。

入札の結果、株式会社四電工香川支店執行役員支店長、大和正幸が落札いたしました。

これにより、本日、工事請負契約の締結を議案とし、上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、内容及び経過の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 4番、真鍋議員。

○真鍋泰二郎議員 ただいまのこの提案までの経過、事業内容についてはよく分かりました。

当初予算の際に、3月議会で重点事業としてまんのう光ネット情報センター機器更新事業4億1,000万円余りの事業があったと思います。その中の一部だと思っております。これからのICT社会に対して進めていくということなんですけども、たしか以前の仲南サブセンターとかの説明の中で、全てこの情報センターが完成すると、10ギガの高速インターネットになるんだというように伺っております。この事業、これが多分最後、まんのうセンター最後だと思いますけど、この事業完遂によってどうことが町にもたらされるのか、大綱的で結構ですので、お示しいただけたらと思います。

○大西樹議長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 真鍋議員さんの質問にお答えします。

今現在、まんのう町では1ギガの通信の運用、これを10ギガにいたします。今年度中の工事の完了を予定しておりまして、来年、令和9年4月には皆様方のところに10ギガの対応をできるように、今後、中讃ケーブルテレビジョン、それとSTネットと協議しな

がら進めていこうと思っております。

まんのう町でも10ギガが対応するに当たっては、皆さんの情動的なものがより早く家庭に届くと。

それともう一つは、企業誘致の件で、まんのう町にも10ギガが設置されていることで、企業の方に来ていただけるような条件が整うということというふうに思っておりますので、以上、簡単ではございますが、御説明と代えさせていただきます。

○大西樹議長 4番、真鍋議員。

○真鍋泰二郎議員 御説明よく分かりました。高速インターネットによって、住民の方の各御家庭でのインターネットにとどまらず、企業誘致までつながるということがよく分かりました。この事業、今から採決するわけですけれども、その他、これに付随する事業も含めまして、成功するように御期待申し上げたいと思います。以上です。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和8年度まんのう町情報基盤更新事業（情報センター）機器更新工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第8、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務調査について、また、議会運営委員長から議会運営を効率的、円滑に行うため、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和８年第２回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前９時５４分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員